

通常学級における合理的配慮および ユニバーサルデザインの理解キャラバン研究

堀江 まゆみ

1. はじめに

2016年4月から始まった障害者差別解消法では、2つの差別が規定されている（2013、内閣府）。作為による差別と、不作為による差別である。なかでも不作為による差別は、障害の特性に合わせて合理的な配慮を欠落させ、結果として障害者に不利益を生じさせるものであり、そのために注目されているのが「合理的配慮」である。学校現場においては通常学校や通常学級においてなすべき合理的配慮のあり方を、具体的に教員および障害のない児童生徒に伝えていくことが急務である。

そこで「障害のある子の親による障害理解のためのキャラバン隊」活動に着目した。キャラバン隊とは、障害の理解や適切な対応方法などをロールプレイを交えて伝える活動であり、小学生や教員、一般市民向けに出前講座が実践されてきている。当事者である親が感じる「障害ゆえの苦手さ」を理解してもらうことが主となっている。

障害差別解消法が施行された現在、キャラバン隊活動をさらに「発達障害のある人への合理的配慮・ユニバーサルデザイン」という新たな視点を加味して、「合理的配慮」キャラバン隊として活動を研究することは重要な教育実践活動と考えた。

本研究では、障害当事者である親が、教育現場において、どのような合理的配慮が不足し必要と考えているかに関して明らかにするとともに、全国各地で現在もキャラバン隊活動を継続している親のグループを調査し、「合理的配慮およびユニバーサルデザイン」を小学校の教員および障害のない小学生にどのように伝えればいいか、を検討

することを目的とし、以下の質問紙調査および聞き取り調査を行った。

2. 親が求める教育現場における合理的配慮

発達障害のある親に対し質問紙法および聞き取り調査を行い、学校現場における差別構造や合理的配慮の可能性の構造を検討した。対象は障害のある親124人。子どもの年齢（小学生、中学生、高等部生、就労）、子どもが通う学校・就労種（通常学級、特別支援学級、特別支援学校／福祉的就労、企業就労）、その他、合理的配慮調査に必要な項目で構成した。調査内容は、どのような場面で合理的配慮が不足していたか、どのような合理的配慮が必要と思うか、とした。

その結果、

- ・プリント等については本人に理解できる分量に分割して渡してもらえるとありがたい。
- ・イライラしている子などを見ると不安になるので、その子とは離す、あるいは不安になった場合に一人でいられる場所を準備し、クーラダウンしている。
- ・嫌な音、言葉などがあったときに逃げられる場所があればよいと思うが、それが子どもにとっていいのかわからない。
- ・他の子どもたちが、運動会などで「この列で走るよ。私の隣のレーンだよ」と明確に教えてくれた。鼓笛隊で振り付けを「鏡」(反対)にして教えてくれた。見学学習で躊躇していると「私が一緒に歩くので大丈夫」と手を握ってくれた。
- ・教室内の整理整頓、学習環境を。

- ・通常学級での支援員確保。
- ・支援学校の先生がもう少し広汎性発達障害の理解があればよかったです。
- ・中学校時代はいじめが多く、特別な配慮はよけいいじめを助長させる要因になると感じ、本人がいやがる傾向にあった

などが回答された。この回答内容を分析し、合理的配慮にむけたキャラバン隊プログラムを検討することとした。

3. 親による合理的配慮理解キャラバン隊の実態 と合理的配慮・ユニバーサルデザイン理解に 向けたプログラム検討

現在、キャラバン隊活動を継続している親の団体のつながりに協力を得て、33団体に聞き取り調査を実施し、現在行っている活動内容やプログラム内容を明らかにした。

これにより、親が求める合理的配慮および通常学級に通学している発達障害のある児童生徒を含めた合理的配慮、ユニバーサルデザインとしての教育活動、どう伝えるかについて検討し、実際に、キャラバン隊活動を各地の小学校等で実践し、効果と課題を明らかにした。

4. 新しい視点としての「合理的配慮・ユニバー サルデザイン理解キャラバン隊」

新しいキャラバン隊の視点

これまでのキャラバン隊の取組に、障害の「社会モデル」、「合理的配慮」、「意思決定支援」、「建設的対話」といった視点を取り入れ、新しいメニューを提案した。障害特性から「困難を抱えている部分」や「生きづらい部分」を伝えるにとどまらず、それに対して「どのような配慮をすればいいか」といった部分を伝えていくキャラバンである。今後、こうした新しいキャラバン活動を全国に展開するための行政的手法についても検討していきたい。